

# 令和2年度 早良中学校いじめ防止基本方針

## いじめ防止等のための取組に係る達成目標

新年度の4月に、要配慮生徒の確認を全職員で行い共通理解を図る。前年度からの引き継ぎを確実にいき、ちょっとした生徒の反応を見逃すことなく、学校全体で対応し、いじめをなくしていく。

## 1 いじめ防止等に対する基本姿勢

### (基本理念)

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長や、人格の形成への重大な影響のみならず、児童生徒の生命や身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。したがって、学校においては、いじめ防止のために万全の対策を講じるものとする。

### (学校及び教職員の責務)

学校は、学校の内外を問わずいじめが行われることなく、全ての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめ防止のための対策を講じるものとする。

また、全教職員は、全力を挙げていじめの未然防止・早期発見・早期対応・再発防止等、いじめ防止に努めるものとする。特に早期発見については、生徒の変化を観る目を養い、いじめの兆候を決して看過しないものとする。

### (いじめ防止等に対する基本姿勢)

「いじめは、どの学校でもどの学級でもどの子にも起こり得るものである。」という認識のもと、生徒が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「福岡市いじめ防止基本方針」及び本校「学校経営方針」に基づき、いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

#### (1) いじめに向かわない態度・能力の育成

本校における教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、体験活動などの推進により、生徒の規範意識や社会性を育むとともに、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。

#### (2) いじめについての共通理解を図る

いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、教職員全員の共通理解を深め、保護者・地域・関係機関と綿密に連携した指導体制の確立を図る。また、生徒に対しても、全校集会や学級活動などで、日常的にいじめの間

題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気  
を学校全体に醸成していく。なお、教職員の不適切な認識や言動が、生徒  
を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよ  
う、指導の在り方には細心の注意を払う。また、障がい（発達障がいを含  
む）について、適切に理解した上で、生徒に対する指導に当たる。

**(3) 確かな学力保障と、認め合う集団づくりに努める**

いじめの背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていること  
を踏まえ、一人ひとりを大切にしたい分かりやすい授業づくりを進める。  
また、学級や学年、部活動等の人間関係を把握して一人ひとりが認めら  
れ、活躍できる集団づくりを進める。

**(4) 自己有用感や自己肯定感を育む**

全ての生徒が認められている、満たされているという思いを抱くこと  
ができるよう、教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っ  
ていると感じ取ることのできる機会を提供し、生徒の自己有用感が高め  
られるよう努める。また、自己肯定感を高められるよう、困難な状況を  
乗り越えるような体験の機会などを積極的に設ける。

**(5) 生徒自らがいじめについて学び、取り組む**

生徒会を主体として、生徒自らがいじめの問題について学び、主体的  
にいじめの防止を訴える取組を推進する。

また、福岡市いじめゼロ宣言等を引用し、いじめについての取り組み  
が全体としての取り組みであることを意識させる。

〈早良中いじめゼロスローガン〉

**いじめゼロに向けて、踏み出す早良中のいっぽ  
～声かけよう なくそう いじめを私から～**

〈福岡市いじめゼロ宣言〉

ひとり  
一人ひとりのSOS  
きつ たす  
気付いてみんなで助けます

いじめにつながる言動を  
しません・させません・ゆるしません

ひとり  
一人ひとりのちがいを認め合い  
たが せんりょう あ  
互いに尊重し合います

メールでは自分の言葉に責任を持ち  
ひと ことば せきにん ち  
人の心を大切にします

## 2 いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

### (1) いじめを生まない教育活動の推進

#### 《学級担任等》

- ・ 日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気や学級全体に醸成する。
- ・ はやしたてたり見て見ぬふりをする行為もいじめを肯定していることを理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者へと転換することを促す。
- ・ 一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりを進める。
- ・ 教職員の不適切な認識や言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。

#### 《養護教諭》

- ・ 学校保健委員会等の学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。

#### 《生徒指導担当教員》

- ・ いじめの問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解を図る。
- ・ 日頃から関係機関等を定期的に訪問し、情報交換や連携に取り組む。

#### 《教育相談コーディネーター，SC，SSW》

- ・ 家庭訪問や相談で得た情報を全職員に発信・共有し、早め早めの取り組みができるようにする。
- 生徒の実態に即した道徳教育や人権教育等、生徒の規範意識を育て、いじめを生まないための取組を充実させる。
  - 一人ひとりを大切にしたい分かりやすい授業づくりを進め、全職員が協力して生徒の学力保障、基礎学力の定着に努める。
  - 行事や体験学習、部活動等の共同的な活動を通して、一人ひとりが認められ、自己有用感、自己肯定感を感じることができる集団づくりを進める。
  - いじめ防止取組月間、いじめゼロサミット参加等を通して、生徒会を中心に生徒自らが、いじめの問題について学び、いじめの防止に主体的に取り組む活動を推進する。
  - 「いじめに関するアンケート」（無記名式アンケートを含む）を月に1回、「教育相談アンケート」を学期に1回以上実施し、生徒の実態を適切に把握する。また、学年で年2回Q-Uアンケートを実施し、結果を分析して実態に応じた支援を行う。特に、Q-Uアンケートにおける要支援群やヘルプシグナルのある生徒には、直ちに組織的かつ適切な支援を行う。

- 「校内いじめ防止対策委員会」を月1回開催する。いじめの問題への組織的指導体制の整備等の取組を推進する。
- SNSやメール、インターネットの使用については、各学期に1度アンケートを実施し、使用状況を適切に把握するとともに、情報モラル教育や道徳を通して、利用マナーや危険性について学習を深める。  
また、地域懇談会、保護者会等を通して、職員、保護者、地域がともに学ぶ場を設定する。

## (2) 地域・家庭、関係機関との積極的連携

担任を中心に家庭訪問を積極的に行い、学校と家庭の連携に努める。生活補導主事及びSSWを中心に、民生委員・保護司会等地域や、児童相談所・警察・子育て支援課・近隣学校等、関係者との連携を図るとともに、学校サポーター会議・東区生徒指導連絡会・学校警察連絡協議会を活用する等関係機関のネットワークづくりに努める。

## 3 いじめの早期発見・即対応（いじめの兆候を見逃さない取組等）

- (1) 各学年の生徒の様子については、定例の生徒指導係会及びいじめ防止対策委員会で報告し、職員の共通理解を深めるとともに、いじめにつながる兆候の早期発見に努める。
- (2) いじめの問題に対する学校の取組の充実のため、「いじめ対応マニュアル」（市教委作成）及び「いじめの早期発見・早期対応の手引」（県教委作成）の活用の一層の徹底を図る。
- (3) 管理職の指示のもと、担任及び学年職員と生徒指導担当教諭・養護教諭・教育相談コーディネーター・SC・SSWの連携を密にし、いじめに関する相談体制の整備を行う。

### 《学級担任等》

- ・ 日頃からの児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- ・ 休み時間・放課後の児童生徒との雑談や日記等を活用し、交友関係や悩みを把握する。
- ・ 個人面談や家庭訪問の機会を活用し、教育相談を行う。

### 《養護教諭》

- ・ 保健室を利用する児童生徒との雑談の中などで、その様子に目を配るとともに、いつもと何か違うと感じたときは、その機会を捉え悩みを聞く。

### 《生徒指導担当教員》

- ・ 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等に計画的に取り組む。
- ・ 保健室やスクールカウンセラー等による相談室の利用、電話相談窓口について周知する。

- ・ 休み時間や昼休みの校内巡視や、放課後の校区内巡回等において、生徒が生活する場の異常の有無を確認する。

《教育相談コーディネーター，ＳＣ，ＳＳＷ》

- ・ 家庭訪問や相談で得た情報を全職員に発信・共有し、早め早めの取り組みができるようにする。

#### **4 いじめに対する措置（ネット上のいじめ，加害児童生徒への対応も含む）**

- (1) 直ちにいじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめ防止対策委員会を中心に組織的に対応する。
- (2) 状況や対応の経緯等について、客観的な事実確認を行い、その結果を速やかに教育委員会に報告する。
- (3) 教育相談課等と連携し、被害生徒をはじめ、被害生徒の保護者や加害生徒・保護者等へのカウンセリング等の心のケアを行う。
- (4) 出席停止制度等の適切な運用及び、毅然とした組織的指導の徹底を図り、いじめを行った生徒への指導の徹底及び、再発防止の徹底を推進する。
- (5) 学校だけでは対応が困難な事案に対して、教育委員会支援チームや警察等関係機関の活用を行い、いじめの問題の早期解決に努める。
- (6) 被害生徒の権利・利益を擁護するための配慮として、区域外通学や別室指導等柔軟な対応に努める。
- (7) インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たることを理解させる取組を行い、児童生徒に情報モラルを身に付けさせる指導の充実を図る。
- (8) 加害児童生徒に対しては、人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導するとともに、加害児童生徒が抱える問題の解決を図る。

#### **5 重大事態への対処（いじめ防止対策推進法 第28条関係）**

生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるようなものについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえ、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取る。

#### **6 いじめ防止のための職員研修**

- (1) 教職員のいじめの問題に関する資質の向上を図るため、教育委員会と連携し、学校基本方針の共通理解、いじめの防止等のための対策に関する校内研修を実施する。
- (2) 「いじめ対応マニュアル」、教職員向けリーフレット「いじめゼロに向けて」や「いじめの早期発見・早期対応の手引き」を活用し、自らの対応を振り返るよう教職員への指導の徹底を図る。
- (3) いじめを未然に防止するために、Q-Uアンケート・教育相談アンケートの分析・活用のための校内研修を実施する。
- (4) Q-Uアンケート・教育相談アンケートの実施後、校内研修会において、情報を組織的に共有し、支援方針を明確にする。

(5) ネット上のいじめに関する校内研修を実施する。

## **7 その他（各取組のPDCAサイクル等について）**

- (1) 学校基本方針作成の際に、学校サポーター会議の参画や、保護者・生徒の意見を取り入れ、生徒や地域を巻き込んだものとする。
- (2) 学校基本方針は、学校のホームページや学校通信等で広く周知を図る。
- (3) 学校基本方針に基づき、取組が適切に機能しているかを学校いじめ防止対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直しを行う。

## **8 いじめ防止等の対策のための組織（いじめ防止対策推進法 第22条関係）**

- (1) 組織の名称・役割
  - 名称 早良中学校いじめ防止対策委員会
  - 役割
    - ・ 基本方針に基づく取組の推進や年間計画の作成・実行・検証・修正
    - ・ いじめの相談・通報の窓口
    - ・ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
    - ・ 学校における、いじめであるかどうかの判断
    - ・ 関係のある生徒への事実関係の聴取、組織的な指導や支援体制・対応方針の決定と保護者との連携等
- (2) 組織の構成（別添資料1参照）

## **9 重大事態発生時の調査機関（いじめ防止対策推進法第28条関係）**

- (1) 組織の名称と役割
  - 名称 早良中学校いじめ防止対策委員会
  - 役割
    - ・ 重大事態の発生について教育委員会への報告
    - ・ 重大事態に係る事実関係の調査
    - ・ 調査結果を教育委員会に報告
    - ・ 調査結果について関係児童生徒及び保護者への情報提供
- (2) 組織の構成

校長，教頭，生徒指導主事，生活補導主事，児童生徒支援加配，養護教諭，学年主任，教育相談係，生徒指導係，教育相談コーディネーター，スクールサポーター，スクールカウンセラー（SC），スクールソーシャルワーカー（SSW）

## 10 いじめ防止等の各取組の年間計画（P・D・C・Aを記入）

月	児童生徒等への取組 及び児童生徒の活動		職員研修等		チェック
4	いじめゼロ取組月間計画作成 (生徒会)	P	学校いじめ防止基本方針作成 校内いじめ防止対策委員会 家庭訪問	P D D	
5	いじめゼロ取組月間計画作成 (生徒会) Q-Uアンケート	P D	校内いじめ防止対策委員会 家庭訪問 教育相談 東区生徒指導連絡会 学校警察連絡協議会	D D D D D	
6	教育相談アンケート いじめゼロ取組月間(生徒会)	D D	教育相談 早良中学校いじめ防止対策委員会 学校サポーター会議	D D DC	
7	いじめゼロ取組月間反省 (生徒会) 生活習慣定着度調査 いじめアンケート	CA D D	校内いじめ防止対策委員会 1学期の取組の反省 2学期の取組の確認 地域懇談会	D C A DC	
8	いじめゼロサミット2020参加	D	夏季研修(Q-U事例検討会) 夏季研修(いじめの早期発見) ・1学期の取組の反省 ・2学期の取組の確認	CA D C A	
9	情報モラル講演会 いじめアンケート	D D	校内いじめ防止対策委員会	D	
10	生徒会役員研修 生徒会による取組	CA D	校内いじめ防止対策委員会	D	
11	Q-Uアンケート 教育相談アンケート	D D	早良中学校いじめ防止対策委員会 学校サポーター会議	D DC	
12	教育相談	D	校内いじめ防止対策委員会 2学期の取組の反省 3学期の取組の確認 学校警察連絡協議会 職員研修(Q-U事例検討会)	D C A D CA	
1	生徒会による取組	D CA	校内いじめ防止対策委員会	D	
2	教育相談アンケート	D	早良中学校いじめ防止対策委員会 教育相談 学校警察連絡協議会 学校サポーター会議	D D D DC	
3	いじめアンケート	D	校内いじめ防止対策委員会 ・年間の取組の反省 ・来年度の取組の確認	C A	

※いじめ防止取組月間は1学期に設定すること。

※チェック欄は、A・B・Cを記入（Aが上位）